

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金の返納事由の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、防衛省の職員の昇給に関する規定を整備する。
- 二、防衛省の職員に対して支給する手当として、本府省業務調整手当を新設する。
- 三、退職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる者の若年定年退職者給付金を返納させることができることとするなど若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講ずる。
- 四、本法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、一については一般職国家公務員の昇給に関する改正規定の施行日から、三については国家公務員退職手当法等一部改正法の施行日から施行する。